

○東海村屋外広告物等に関する規則

平成12年3月27日

規則第22号

改正 平成15年3月18日規則第3号

平成15年12月24日規則第42号

平成16年3月31日規則第13号

平成17年1月31日規則第5号

平成19年3月30日規則第34号

平成26年3月31日規則第14号

平成27年3月31日規則第17号

平成30年3月30日規則第16号

令和2年1月31日規則第1号

令和3年4月1日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）第2条の表20の項の規定に基づき、東海村が処理することとされた茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号。以下「条例」という。）の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告物等の意義)

第2条 東海村手数料徴収条例（平成12年東海村条例第13号）別表第1の39の項手数料の種類欄に掲げる広告物等の意義は、別表意義欄に定めるところによる。

(平15規則3・平15規則42・令2規則1・一部改正)

(許可の申請等)

第3条 条例第6条又は条例第7条第4項から第6項までの規定による許可を受けようとする者は、広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに、屋外広告物許可申請書（様式第1号）を次に

掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 広告物等を表示し，又は設置する場所及びその近隣の状況を知り得る縮尺1，000分の1程度の見取図
 - (2) 広告物等の形状，寸法，材料及び構造を示す図面
 - (3) 広告物等を表示し，又は設置する場所の状況が分かるカラー写真（申請の日前3月以内に撮影したもの）
 - (4) 広告物等の色彩，意匠及び表示面積を明らかにした模写図
 - (5) 建築物を利用する広告物等にあつては，当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況（壁面の形状及び面積並びに壁面及び屋上に既に表示し，又は設置している他の広告物等の位置関係）を明らかにした図面
 - (6) その他村長が必要と認める書類
- 2 村長は，条例第6条又は条例第7条第4項から第6項までの規定による許可をしたときは，屋外広告物許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

（令3規則30・一部改正）

（更新の申請等）

第4条 条例第9条の2第1項の規定による許可の更新の申請は，条例第6条又は条例第7条第4項から第6項までの規定により受けた許可期間が満了する2週間前までに，屋外広告物更新許可申請書（様式第3号）に当該広告物等のカラー写真（申請の日前3月以内に撮影したもの）を添えて村長に提出することにより行わなければならない。

2 村長は，条例第9条の2第1項の規定による更新を許可したときは，屋外広告物更新許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

3 条例第9条の2第2項の規定による点検について，第1項の規定による許可の更新を申請しようとする者は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める者に行わせなければならない。

(1) 条例第21条の2の規定により広告物等を管理する者を置く

広告物であつて建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項第3号に該当するもの次に掲げる者

ア 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

イ 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

エ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第3項に規定する特種電気工事資格者（電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）第2条の2第1項第1号に規定するネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者に限る。）

(2) 条例第21条の2の規定により広告物等を管理する者を置く
広告物等（前号に掲げる広告物等を除く。） 同号に掲げる者又は
条例第21条の2第2項各号のいずれかに該当する者

(3) 第1号及び前号以外の広告物等 同号に掲げる者又は当該
広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する
者

4 条例第9条の2第2項の規定による点検結果の提出は、屋外広告物
安全点検報告書（様式第5号）により行わなければならない。

（令3規則30・一部改正）

（変更、改造の申請等）

第5条 条例第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、
広告物等を変更し、又は改造しようとする日の30日前までに、屋外
広告物変更（改造）許可申請書（様式第6号）を提出しなければならない。
この場合において、同項の規定による許可が改造に係るもので

あるときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 改造後の広告物等の形状、寸法、材料及び構造を示す図面
- (2) 改造前の広告物等のカラー写真（申請の日前3月以内に撮影したもの）
- (3) 広告物等の色彩及び意匠並びに表示面積を明らかにした模写図
- (4) 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況（壁面の形状及び面積並びに壁面及び屋上に表示し、又は設置している他の広告物等の位置関係）を明らかにした図面
- (5) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、条例第10条第1項の規定による許可をしたときは、屋外広告物変更（改造）許可書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

（平17規則5・一部改正）

（軽微な変更）

第6条 条例第10条第1項に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

- (1) 既設の広告物等の表示内容、意匠、色彩、形状、大きさ、構造又は位置に変更を加えない塗料の塗替え、補強又は修繕
- (2) 掲示板その他これに類する物件に掲出するはり紙の取替え
- (3) 自己の管理する店舗等に設置する広告物を掲出する物件に掲出する自己の営業の内容を表示する広告幕の取替え
- (4) 劇場、映画館等の常設の興行場が興行内容を表示する掲出物件に掲出する興行内容を表示する広告物の取替え

（令3規則30・一部改正）

（除却届出）

第7条 条例第16条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届出

書（様式第8号）によりしなければならない。

（違反広告物である旨の表示）

第8条 条例第19条の2の規定による条例に違反する旨の表示は、違反広告物表示書（様式第9号）を当該広告物等にはり付けて行うものとする。

（平17規則5・一部改正）

（公示等の場所）

第8条の2 条例第19条の4第1項第1号に規定する規則で定める場所は、東海村公告式条例（昭和30年東海村条例第1号）第2条第2項の規定による掲示場（以下「掲示場」という。）とする。

2 条例第19条の4第2項に規定する規則で定める場所は、東海村建設部都市整備課とする。

（平17規則5・追加，平19規則34・平26規則14・平27規則17・平30規則16・一部改正）

（保管広告物等一覧簿の様式）

第8条の3 条例第19条の4第2項に規定する規則で定める様式は、様式第9号の2のとおりとする。

（平17規則5・追加）

（保管した広告物等の売却手続）

第8条の4 条例第19条の6に規定する規則で定める方法は、指名競争入札に付して行う方法とする。ただし、指名競争入札に付しても入札者がいない広告物等又は指名競争入札に付すことが適当でない認められる広告物等の売却については、随意契約による方法とすることができる。

（平17規則5・追加）

第8条の5 村長は、前条本文の規定による指名競争入札に付そうとするときは、原則として3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に次に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

- (1) 当該広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 当該指名競争入札の執行の日時及び場所
- (3) 契約条項の概要
- (4) その他村長が必要と認める事項

2 村長は、前条ただし書の規定による随意契約に付そうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(平17規則5・追加, 令3規則30・一部改正)

(受領書の様式)

第8条の6 条例第19条の8に規定する規則で定める様式は、様式第9号の3のとおりとする。

(平17規則5・追加)

(身分証明書)

第8条の7 条例第20条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第9号の4)によるものとする。

(平17規則5・追加)

(管理者の届出等)

第9条 条例第22条第1項又は第2項の規定による届出は、屋外広告物管理者等設置(変更)届出書(様式第10号)によりしなければならない。ただし、屋外広告物許可申請書を提出する際に当該申請書の管理者の欄に所定事項の記載をした場合にあつては、条例第22条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

2 条例第22条第3項の規定による届出は、屋外広告物滅失届出書(様式第11号)によりしなければならない。

3 条例第22条第4項の規定による届出は、屋外広告物設置者名称等変更届出書(様式第12号)によりなければならない。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第5条の改正規定は、平成15年8月25日から施行する。

附 則（平成15年規則第42号）

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第13号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第5号）

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則に定める様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成26年規則第14号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第17号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第16号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則の改正前の各規則により行われた申

請その他の手続は，改正後の各規則により行われたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際，この規則の改正前の各規則に定める様式による用紙で，現に残存するものは，所要の修正を加え，なお使用することができる。

別表（第2条関係）

（令2規則1・一部改正）

種類	意義
はり紙，ポスター	紙等を使用して作製されたものであって，建物その他の物件に張り付けて掲出されるものをいう。
はり札	木，金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって，建物その他の物件に添加して掲出されるものをいう。
立看板	布，木，金属等を使用して作製されたものであって，建物その他の物件に立て掛けて掲出されるもの及び独立して立てて掲出されるもの（土地その他物件に建植されるものを除く。）をいう。
広告板	木，金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって，土地に建植され，広告内容を表示するもの及び建物その他の物件を利用して取付けられ，広告内容を表示するものをいう。ただし，照明広告に該当するものを除く。
広告塔	木，金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって，土地又は建物等の屋上に搭状に建植され，広告内容を表示するものをいう。
アーチ	金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって，道路を横断してアーチ状に建植され，広告内容を表示するものをいう。
電柱巻立広告	金属等を使用して作製されたものであって，電

	柱，街灯柱等に巻き立てて掲出されるものをいう。
電柱塗装広告	電柱，街灯柱等に直接ペンキ等を使用して広告内容が表示されるものをいう。
電柱袖付広告	木，金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって，電柱，街灯柱等に支柱をもって取付けて掲出されるものをいう。
広告幕	布，網等を使用して作製されたものであって，建物その他の物件を利用して掲出されるものをいう。
つり下げ看板	布，木，金属等の材料を使用して作製されたものであって，建物その他の物件につり下げて掲出されたものをいう。
標識広告	金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって，停留所標識その他これに類するものに巻き立て，又は添加して掲出されるものをいう。
照明広告	ネオン管その他の照明装置をもって広告内容を表示したものをいう。
電光ニュース，ビジュアルボード等	電光等をもってニュースその他の変化する広告内容を表示するものをいう。
アドバルーン	綱をつけた気球を掲揚し，その綱を利用して又は気球に広告内容を表示するものをいう。
近隣店舗等案内広告	木，金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって，自己の店舗等の位置を表示するものをいう。
車体利用広告	電車，バスその他の車両を利用して広告内容を表示するものをいう。

のぼり旗	布等を使用して作製された旗状のものであって、ポールを固定して掲出されるものをいう。
店頭装飾	クリスマスセール，お中元セール，新装開店時等において商店の入口周辺に一時的に設置するものをいう。
置広告	地面上に置いて表示するものをいう。
横断幕	道路を横断して表示する広告幕をいう。

備考 この表に定める広告物等の種類に当てはめることが困難な広告物等については，同表のうち最も類似した種類の広告物等とみなしてこの規則を適用する。

様式第1号(第3条関係)

(表)
屋外広告物許可申請書

							※
							年 月 日
東海村長 様							
申請者 住所 氏名 印 電話番号() -							
茨城県屋外広告物条例第 条第 項の規定による許可を受けたいので、申請します。							
工事施工者	住所 氏名			電話番号() -			
	屋外広告業の届出等		・ ・		第 号		
管 理 者	住所 氏名			電話番号() -			
	屋外広告業の届出等		・ ・		第 号		
表 示 物 件	種類	数 量		表示場所 (用途地域名)			
	表示期間	・ ・ ~ ・ ・					
	照明の種類 光源の点滅						
	材料 塗装						
	位置	広告物相互間の距離 道路・鉄道の敷地境界からの距離(路線名 から)					メートル
	信号機からの距離 道路標識からの距離					メートル メートル メートル	
規格	高 さ	縦	横	面 数	合計面積	数 量	
	メートル	メートル	メートル		平方メートル		
地 域 区 分 禁止地域(第 種禁止地域) 許可地域(第 種許可地域)							

既設の広告物	数量	合計表示総面積(表示総面積の合計)		平方メートル
添付書類 設置場所の見取図, 仕様書, 意匠図, 構造図, 他法令による許可書の写し(), 設置場所の写真, 模写図, 建築物との位置関係等を明らかにした図面(建築物利用広告の場合), 既に設置している近隣店舗等案内広告の設置場所を示した図面(近隣店舗等案内広告の場合)				
※手数料		※算出基礎		
※決裁	決裁権者	回	議	担当者

注意1 この様式中, 該当する文字を○で囲んでください。

- 2 ※の欄は, 申請者において記入しないでください。
- 3 野立広告物, アーチ, 広告幕, 照明広告, 電光ニュース及び近隣店舗等案内広告については, 設置場所ごとに申請してください。
- 4 屋外広告業の届出等の欄には, 条例第21条の2第2項に規定する届出等を記入してください。

様式第2号(第3条関係)

屋 外 廣 告 物 許 可 書						
指令第		号		住所 氏名		
年 月 日申請のあった広告物については、茨城県屋外広告物条例(昭和49年茨城県条例第10号)第 条第 項の規定により次の条件を付して許可する。						
年 月 日		東海村長			印	
管 理 者	住所 氏名					
	屋外広告業の届出等		第 号			
表 示 物 件	種類	数 量		表示場所	(用途地域名)	
	表示期間	. . . ~ . . .				
	照明の種類 光源の点滅					
	材料 塗装					
	位置	広告物相互間の距離 道路・鉄道の敷地境界からの距離(路線名 から)				メートル
		信号機からの距離 道路標識からの距離				メートル メートル メートル
規格	高 さ	縦	横	面 数	合計面積	数 量
	メートル	メートル	メートル		平方メートル	
地 域 区 分	禁止地域(第 種禁止地域) 許可地域(第 種許可地域)					
既設の広告物	数量	合計表示総面積(表示総面積の合計)				平方メートル
条 件						

様式第3号(第4条関係)

屋外広告物更新許可申請書

年 月 日			
東海村長 様		申請者 住所 氏名 印 電話番号() -	
茨城県屋外広告物条例第9条の2第1項の規定による許可を受けたいので、申請します。			
更新申請	種類	数量	期間 . . . ~ . . .
	理由		
前許可	期間 . . . ~ . . .	年月日 . . .	番号 指令第 号
※手数料 円		※許可年月日 . . .	※許可番号 指令第 号
※決裁	決裁権者	回 議	担当者

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

様式第5号（第4条関係）

屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

東海村長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人にあつては主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名）

茨城県屋外広告物条例第9条の2第2項の規定に基づき、報告します。

広告物等の種類			
表示又は設置の場所	東海村		
表示又は設置の年月日	年 月 日	点検年月日	年 月 日
点検者（管理者）	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
	資格名称		
点検箇所	点 検 項 目	異常の有無	改善の概要
上基礎部 構造・	1 上部構造全体の傾斜又はぐらつき	有 無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間又は支柱ぐらつき	有 無	
	3 鉄骨のさび発生又は塗装の老朽化	有 無	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部、プレート）の腐食、変形又は隙間	有 無	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ又は欠落	有 無	
取付部	1 アンカーボルト、取付部プレートの腐食又は変形	有 無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	
	3 取付対象部（柱、壁、スラブ）又は取付部周辺の異常	有 無	
広告板	1 表示面板、切り文字等の腐食、破損、変形又はビス等の欠落	有 無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形又は欠損	有 無	
	3 広告板底部の腐食又は水抜き孔の詰まり	有 無	
照明装置	1 照明装置の不点灯又は不発光	有 無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび又は漏水	有 無	
	3 周辺機器の劣化又は破損	有 無	
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食又は破損	有 無	
	2 避雷針の腐食又は損傷	有 無	
	3 その他点検した事項（ ）	有 無	

備考

広告物等の種類により、該当する点検箇所又は点検項目がない場合は、「改善の概要」に斜線を引いてください。

様式第6号(第5条関係)

屋外広告物変更(改造)許可申請書

年 月 日			
東海村長 様		申請者 住 所 氏 名 印 電話番号() -	
茨城県屋外広告物条例第10条第1項の規定による許可を受けたいので、申請します。			
変更(改造)物件	種類	数量	変更(改造)年月日 ・ ・
	内容		
	理由		
	表示期間 ・ ・ ~ ・ ・		
現 許 可	年月日 ・ ・	番号 指令第 号	
※ 許 可	年月日 ・ ・	番号 指令第 号	
※ 決 裁	決裁権者	回 議	担当者

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

様式第7号(第5条関係)

屋外広告物変更(改造)許可書 指令第 号			
		住 所 氏 名	
年 月 日申請のあった広告物については、茨城県屋外広告物条例第 条 第 項の規定により次の条件を付して許可する。			
年 月 日		東海村長 印	
変更(改造)物件	種類	数量	場所
	変更内容		
	表示期間 . . ~ . .		
前 許 可	年月日 . . ~ . .	番号 指令第 号	
条 件			

様式第8号(第7条関係)

屋外広告物除却届出書

年 月 日			
東海村長 様		届出者 住所 氏名 印 電話番号() -	
茨城県屋外広告物条例第16条第2項の規定に基づき、届け出ます。			
除 却 物 件	種類	数量	場所
	許可年月日 .		
	許可番号 指令第 号	除却命令年月日 .	
	理由(□の中にレ印) <input type="checkbox"/> 条例第14条 <input type="checkbox"/> 条例第16条第1項		
※ 検 査	年月日		担当者職氏名印 印
	結果		
※ 決 裁	決裁権者	回 議	担当者

注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。

2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

様式第9号(第8条関係)

違反広告物表示書

年	月	日
この広告物は、茨城県屋外広告物条例(昭和四十九年茨城県条例第十号)に違反しています。		
この表示書を破損した者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)により罰せられることがあります。		
連絡先	東海村建設部都市整備課	
	これは	違反広告物です
		東海村


備考 は、赤色とする。

様式第9号の3(第8条の6関係)

受 領 書		
年 月 日		
様		
住 所		
氏 名 印		
次のとおり広告物等(現金)の返還を受けました。		
返 還 を 受 け た 日 時		
返 還 を 受 け た 場 所		
返 還 を 受 け た 広 告 物 等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	数 量	
(返 還 を 受 け た 金 額)		

様式第9号の4(第8条の7関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
写 (勤務課名)
真 (職・氏名)
茨城県屋外広告物条例(昭和49年茨城県条例第10号)第20条第1項の規定により、広告物又は広告物を掲出する物件の存する土地又は建物に立ち入り、広告物又は広告物を掲出する物件の検査を行う者であることを証明する。
年 月 日
東海村長 

(縦9センチメートル 横6センチメートル)

(裏)

茨城県屋外広告物条例(抄)
(立入検査)
第20条 市町村長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物の表示等をする者又は広告物等を管理する者から、報告若しくは資料の提出を求め、その職員に広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り広告物等を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第10号(第9条関係)

屋外広告物管理者等設置(変更)届出書

		年 月 日	
東海村長 様		届出者 住 所 氏 名 印 電話番号() —	
茨城県屋外広告物条例第22条第 項の規定に基づき、届け出ます。			
許 可	年月日 .	番号	指令第 号
新設置者	住所 電話番号() —	氏名	
前設置者	住所 電話番号() —	氏名	
新管理者	住所 電話番号() —	氏名	
前管理者	住所 電話番号() —	氏名	
設置又は変更理由			
※ 決 裁	決裁権者	回 議	担当者

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
 2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。
 3 「前管理者」の欄は、変更届の場合のみ記入してください。

様式第11号(第9条関係)

屋外広告物滅失届出書

年 月 日			
東海村長 様			
届出者 住 所 氏 名 印 電話番号() ー			
茨城県屋外広告物条例第22条第3項の規定に基づき、届け出ます。			
許 可	年月日 .	番号 指令第 号	
滅 失	種類	数量	
	年月日 .		
	理由		
※ 決 裁	決裁権者	回 議	担当者

注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。

2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

様式第12号(第9条関係)

屋外広告物設置者名称等変更届出書

年 月 日		
東海村長 様		
届出者 住所 氏名 印 電話番号() ー		
茨城県屋外広告物条例第22条第4項の規定に基づき、届け出ます。		
許 可	年月日 .	番号 指令第 号
変更 又は 氏名 住所 の 住所	設 置 者	住所 電話番号() ー 氏名
	管 理 者	住所 電話番号() ー 氏名
変 更 理 由		
※ 決 裁	決裁権者	回 議 担当者

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第4条関係）

（令3規則30・全改）

様式第6号（第5条関係）

様式第7号（第5条関係）

様式第8号（第7条関係）

様式第9号（第8条関係）

（平16規則13・平19規則34・平26規則14・平27規則17・平30規則16・一部改正）

様式第9号の2（第8条の3関係）

（平17規則5・追加）

様式第9号の3（第8条の6関係）

（平17規則5・追加）

様式第9号の4（第8条の7関係）

（平17規則5・追加）

様式第10号（第9条関係）

様式第11号（第9条関係）

様式第12号（第9条関係）